

広島県告示第六十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
井口二丁目四地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市西区	井口二丁目			八〇九番一	標柱一号
				二二三番二	標柱二号及び 三号
				二二三番一 地先道路敷	標柱四号
				八一二番	標柱五号及び 六号